

## 地域公共交通網形成計画について

- 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスター・プラン」としての役割を果たすものです。地域の取組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。
- 広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独又は共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同する形で作成することが可能となりました。

### ～地域公共交通網形成計画の記載事項～

#### 〔記載する事項〕（法§5②）

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体  
※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④）
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### 〔記載に努める事項〕（法§5③）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

### 公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

公共交通機関が好きなものの、猫であることを理由に各交通機関の採用を拒否され、やり場のない情熱から、自らが新たなハイブリッド公共交通機関になろうと決心し、かのようなスタイルになった。

- ・移動手段は徒歩
- ・猫であるため100歩ごとに休憩が必要
- ・定員は運転手を含め一人



## 地域公共交通網形成計画について

### ～地域公共交通網形成計画と地域公共交通総合連携計画の違いについて～

- 地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。
- また、地域公共交通網形成計画は、改正法の施行に併せて変更された基本方針に合致している必要があります、基本方針では地域公共交通網形成計画の記載事項として、
  - (1) ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保  
②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成  
③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ  
④住民の協力を含む関係者の連携
  - (2) 広域性の確保
  - (3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定等について定めております。（基本方針二1）

したがって、既存の地域公共交通総合連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組みに限定されているもの等、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに地域公共交通網形成計画として定めが必要となります。

- なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として地域公共交通網形成計画を作成することも可能です。
- 地域公共交通網形成計画は、以下の計画等と調和がとれたものである必要があります。  
(法§5⑤、基本方針二2)
  - ・都市計画
  - ・都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針  
(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を含む。)
  - ・中心市街地活性化法に基づく基本計画
  - ・バリアフリー法に基づく基本構想
  - ・港湾法に基づく港湾計画

### <参考>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）

都市再生特別措置法の一部改正により、市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成できることとなります。

## (参考) 検討の進め方の例

### ○ 本法律を活用する際の検討の進め方の一例

